

審第1619号—1

答申第650号

令和8年6月18日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年3月29日付け医第3179号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1183号

令和5年2月22日付けで審査請求人から提起された、令和4年12月12日付け医第2202号—1及び同日付け医第2202号—2で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年11月22日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「令和4年8月以降の医療法人〇〇〇〇の定款変更認可申請書に添付された決算書類（同年7月に千葉県へ提出されたものでないことも含む）が今までの同法人の定款変更認可申請書に添付された決算書類と違って認可してよい根拠についてわかる書類（以下「本件請求1」という。）」「令和4年8月以降の医療法人〇〇〇〇の定款変更認可申請書に添付の疾病予防運動施設の内容が、医療法で規定の疾病予防運動施設と違うのに認可してよい根拠についてわかる書類（以下「本件請求2」という。）」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求1に対し、令和4年12月12日付け医第2202号-1、本件請求2に対し、同日付け医第2202号-2で、行政文書不開示決定（以下、上記2件の決定をあわせて「本件各決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件各決定を不服として、令和5年2月22日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 令和4年8月26日医療法人〇〇〇〇は、千葉縣市原保健所経由で千葉県健康福祉部長へ定款変更認可申請書を提出し健康福祉部医療整備課は同月30日に認可した。認可に要した時間が少ないことから、同課はきちんと吟味していない。
- (2) 審査請求人が市原保健所と医療整備課から各々開示された「様式18 理事長の原本証明」は違う文書であった。市原保健所が開示した様式18には文書番号は1から17までであったのに対して、医療整備課が開示した様式18は、「1. 定款原本、1. 見積書(市原保健所の13の見積書に相当するが筆跡が違っていた)、1. 工事請負契約書(市原保健所の14. 工事請負契約書に相当するが筆跡が違っていた)、1. 介護福祉士登録証(市原保健所の15. 介護福祉士登録証に相当するが筆跡が違っていた)、1. 健康運動指導士登録証(市原保健所の16. 健康運動指導士に相当するが筆跡が違っていた)、1. 各階平面図(市原保健所の17. 各階平面図に相当するが、筆跡が違っていた)」で必要な市原保健所での社員総会議事録、法人の印鑑証明書の記載もなかった。他に令和4年の部分の黒塗りもなかった。
- (3) 通所介護事業は定員50名で、送迎車輛も必要台数あるかのようにし介護保険法の事業者の指定を受けていた。9台並んだ駐車場は、芝生広場の工事前に車を並べて撮影したもので、車輛番号524、5818も他で使用中の車であるので虚偽の事業者指定申請をしていた。
- (4) 〇〇〇〇医師1名は理事長〇〇〇〇であるが、住民登録は市原市だが、伊豆の別荘でずっと暮らしており、通勤できない。同クリニックの診療日、診療時間、診療科の表示はなく、受付の照明は点灯しているが、営業をしていない。同クリニックが営業していないなら、疾病予防運動施設は、単なるフィットネスジムである。
- (5) 医療法人〇〇〇〇の常務理事〇〇〇〇が令和2年役員を退任し、同医療法人は常務理事不在のため、同医療法人の経営を担当できるものがない状態である。そのため令和3年度決算は、附帯事業をしているにもかかわらず、収支が0円と赤字事業であることを隠し、附帯事業の拡大を無理に推進している。
- (6) 医療法人は本来業務(医療)に影響を及ぼさなければ附帯事業が認可されるが、将来の経営見通しをきちんと計画できる状況にない(コロナ含む。)のに、経営拡大し、医療事業のための借金返済のための附帯事業を拡大するための新規借金をしている。支払い利益増と、附帯事業の赤字増が予想されるのに、県医療整備課はきちんと吟味せず、医療法人の定款変更がすぐに必要な事情があるとし認可をした。

- (7) どうでもよいとして認可したのだから、問題なしとしたことを記載した文書は存在する。

3 反論書の要旨

- (1) 附帯事業の収支0円は赤字を隠ぺいした粉飾決算である。附帯業務は「本来業務の足を引っ張ることはできず」認可されない。
- (2) ○○○○が設備なしで開業しておらず、その附帯業務の疾病予防運動施設でない、単なるフィットネスジム（収益業務）を認可できないのに認可した。本来認可されないものである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 処分の理由について

本件請求1及び2に係る行政文書を作成及び取得していないことから保有していないため。

3 弁明の内容について

審査請求の理由(1)～(6)については検討したが、処分の内容には影響しないものであると考える。(7)については、審査請求人は「どうでもよいとして認可したのだから、問題なしとしたことを記載した文書は存在する。」と主張するが、知事はそのような文書は作成及び保有をしていない。

本件請求1に関しては、予算に変動が生じる事由（診療所の開設等）による定款変更認可申請書の添付書類の1つとして、申請時における最新の決算書類の添付を求めているが、申請日によって最新の決算報告書が異なるのは当然のことである。医療法人の定款変更認可申請については、医療法施行規則第33条の25において添付しなければならない書類が定められているが、決算書類はこれに該当しないため、定款変更認可申請ごとに決算書類が異なっていることは法令上、問題ない。

また、本件請求2に関しては、令和4年8月30日付け医療法人○○○○の定款変更認可申請において疾病予防運動施設の開設にあたり、医療法第42条第1項第4号に該当する施設であることを確認し認可をしている。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次

のとおり判断する。

1 本件各決定の妥当性

実施機関は本件請求1及び2に対し、いずれも開示請求に係る行政文書を作成及び取得しておらず保有していないとして、本件各決定を行った。

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張、並びに弁明書における実施機関の主張は各々、大要次のとおりである。

すなわち、審査請求人は、医療法人〇〇〇〇の事業の実態及び決算の内容について疑問点を指摘し、当該法人の定款変更認可申請に際し、添付された決算書類や疾病予防運動施設の内容について、実施機関はきちんと吟味せず、それらの疑問点にもかかわらず考慮することなく認可したのだから、その根拠がわかる文書は存在すると主張している。

一方、実施機関は、本件請求1に関しては、定款変更認可申請に際し添付を求めている決算書類は申請時における最新のものであるから、申請日によって最新の決算報告書が異なるのは当然であるとし、本件請求2については、定款変更認可申請に係る疾病予防運動施設の開設は医療法第42条第1項第4号に該当するものであることを確認して認可したものであるとした上で、審査請求人が主張するような文書は作成及び保有をしていないと主張している。

審査請求人は、医療法人〇〇〇〇の定款変更認可申請に係る添付書類ないし事業に疑問点があるとの前提に立ち、疑問点があるにもかかわらず認可したことについて、その根拠がわかる文書の開示を求めていると解されるところ、実施機関は、当該申請に係る添付書類ないし事業の内容は認可に支障はないとして認可したものと認められる。このため、実施機関は疑問点があるとの前提に立っていないことから、審査請求人が主張するような文書を実施機関が作成及び保有をしているとは考えられず、また、本件審理においてそのような文書の存在を窺わせる事情も認められなかったことから、実施機関の説明に不自然、不合理な点はないものと認められる。

2 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

実施機関の本件各決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 3月 29日	諮問書の受付
令和 5年 5月 9日	反論書の写しの受付
令和 8年 4月 27日	審議
令和 8年 5月 27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)